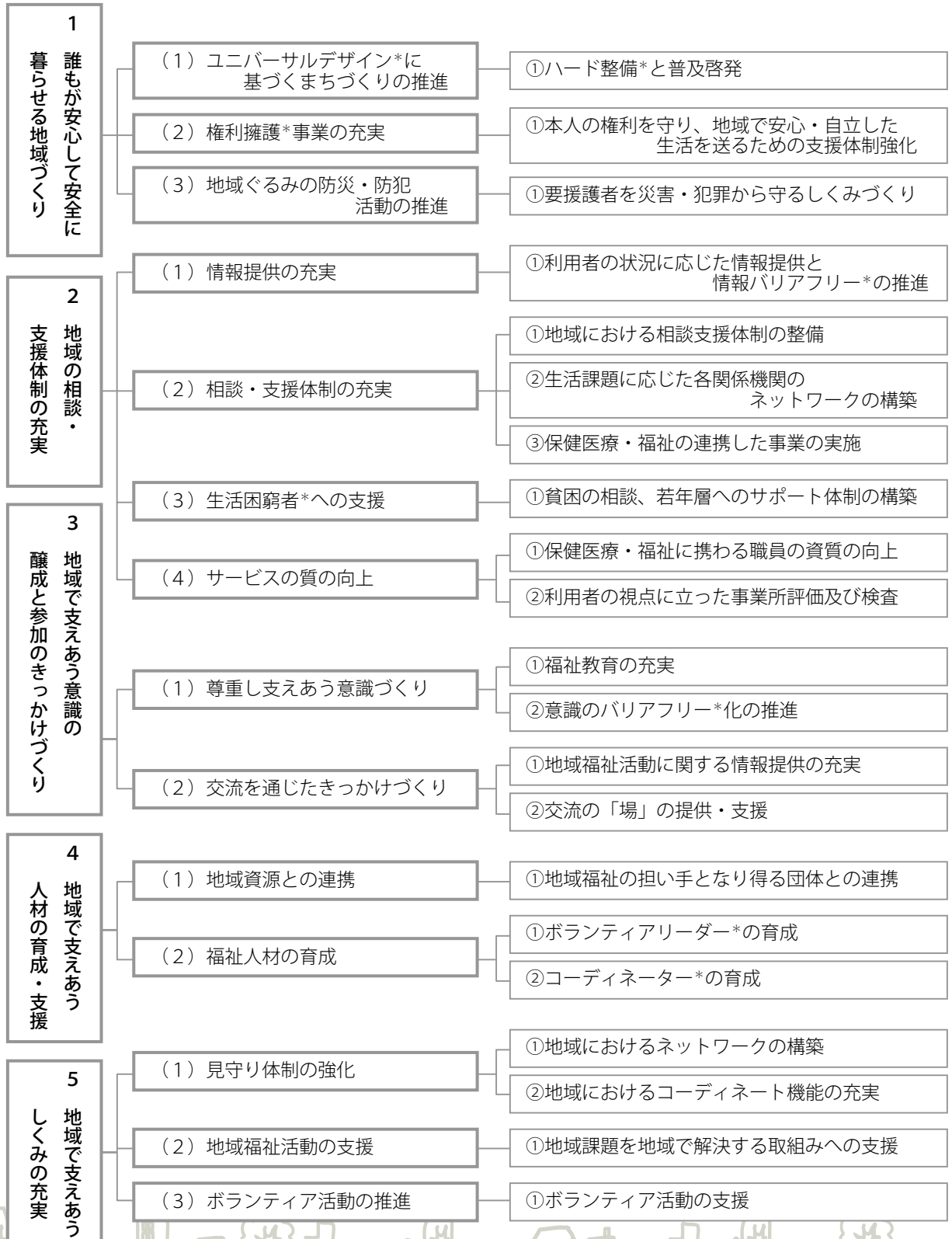




第5章

施策の展開

第36図 計画の体系



1 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり

(1) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

□ 今後の方向性

高齢者や障害のある人、子育てをする人などに配慮し、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン*に基づく整備を進めるとともに、あらゆる人が施設を利用できるよう市民の理解を深めていきます。

ハード整備と普及啓発

- 高齢者や障害のある人、子育てをする人などが外出しやすい環境を整備するため、バリアフリー新法*や東京都福祉のまちづくり条例に基づき、公共交通施設や公共施設、民間施設におけるハード整備*や指導を行います。
- あらゆる人が、行動範囲を限定されず、いきいきと社会参加できるように、引き続き「だれでもトイレ*」、「赤ちゃん・ふらっと*」や「思いやり駐車スペース*」の設置、整備を進めます。
- ハード面の整備や取組みについて、整備の趣旨や利用方法をさまざまな機会や場において説明し、適切に利用されるよう市民への周知、啓発を図ります。
- 視覚障害のある人の外出を支援するため、点字ブロック等の敷設の際には、関係団体の意見を聴くなど、幅広い市民の声を反映させます。



(2) 権利擁護事業の充実

□ 今後の方向性

認知症*や知的・精神障害などにより、判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度*や地域福祉権利擁護*事業の周知を図るとともに、その担い手となる人材育成を行います。

本人の権利を守り、
地域で安心・自立し
た生活を送るため
の支援体制強化

- 認知症や知的・精神障害などにより、判断能力が十分でない方が、本人の権利を守り、地域で安心して自立した生活を送れるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知及び利用を促進します。
- 成年後見制度の担い手として期待される社会貢献型後見人*を養成し、成年後見制度利用促進の環境整備を行います。

(3) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進

□ 今後の方向性

地域において安心して暮らし続けるため、要援護者の把握をするとともに、災害時の対応や犯罪から守る体制を強化します。

要援護者を災害・犯
罪から守るしくみ
づくり

【防災対策】

- 地域における共助による取組み方と行政との関わりを示した「災害時要援護者*避難支援地域実施マニュアル」に基づき、地域における個別支援プラン作成を推進します。

自助…地域支援組織に要援護者として手上げし、必要な支援内容を伝える。
共助…地域支援組織を立ち上げ、支援の受け皿、見守り体制を構築する。
公助…地域支援組織の立ち上げ支援、避難所の整備、福祉サービス事業者への働きかけを行う。
三者が自らの役割を果たし、連携し防災訓練を実施するなどし、減災に取り組む。



- 高齢者や障害のある人が生活・通所する福祉サービス提供事業所等に対して、災害時対応マニュアル等の作成等を促します。
- 二次避難所*としての活用が想定される介護保険施設*等に対し、災害時の対応や、支えあいの意識を高めるため、日頃から施設の職員や入所者と地域住民との交流の機会の増進を働きかけます。

【防犯対策】

- 要援護者を含めた地域住民の防犯意識を高めるため、啓発活動を行うとともに、自主的な防犯活動への支援を行います。
- 要援護者が消費者被害や振り込め詐欺等の犯罪に巻き込まれないよう、警察、防犯協会とも連携し、啓発活動と情報提供を行います。



2 地域の相談・支援体制の充実

(1) 情報提供の充実

□ 今後の方向性

制度や法律、福祉サービス等の情報が、支援を必要とする人にいきわたるよう、その人の状況に応じた情報提供を行います。

利用者の状況に応じた情報提供と情報バリアフリー*の推進

- 市や社会福祉協議会*が行っている事業について、広報紙やガイドブック、ホームページ、メール配信、出前講座など、あらゆる手段を活用し周知を行います。
- 高齢者や障害のある人、外国人等、全ての市民に対し、情報面でのバリアを除去するため、文字や配色に配慮するとともに、点字や音声、複数言語による情報提供に努めます。
- パソコン、スマートフォン等が普及している中、情報技術を利用する人とならない人との間で、情報提供に関する格差が生じないように、さまざまな機会や手段を通じた情報提供を行います。



(2) 相談・支援体制の充実

□ 今後の方向性

身近な地域で気軽に相談できる体制を強化するとともに、生活課題が複雑かつ多様化しているため、内容に応じた関係機関とのネットワークにより問題解決を図ります。

地域における相談 支援体制の整備

- いじめ、虐待、孤立、ドメスティック・バイオレンス*、消費者被害等の問題を解決するため、子ども、子育て家庭、高齢者、障害のある人などの公的な相談窓口について、周知するとともに、施設・機能の充実を図ります。
- 平成 24 年 10 月、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律*」の施行に伴い、障害者福祉課内に「障害者虐待防止センター」を設置し、障害者の支援を強化します。また、ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口として、配偶者暴力相談支援センター設置の必要性を検討します。

生活課題に応じた 各関係機関のネッ トワークの構築

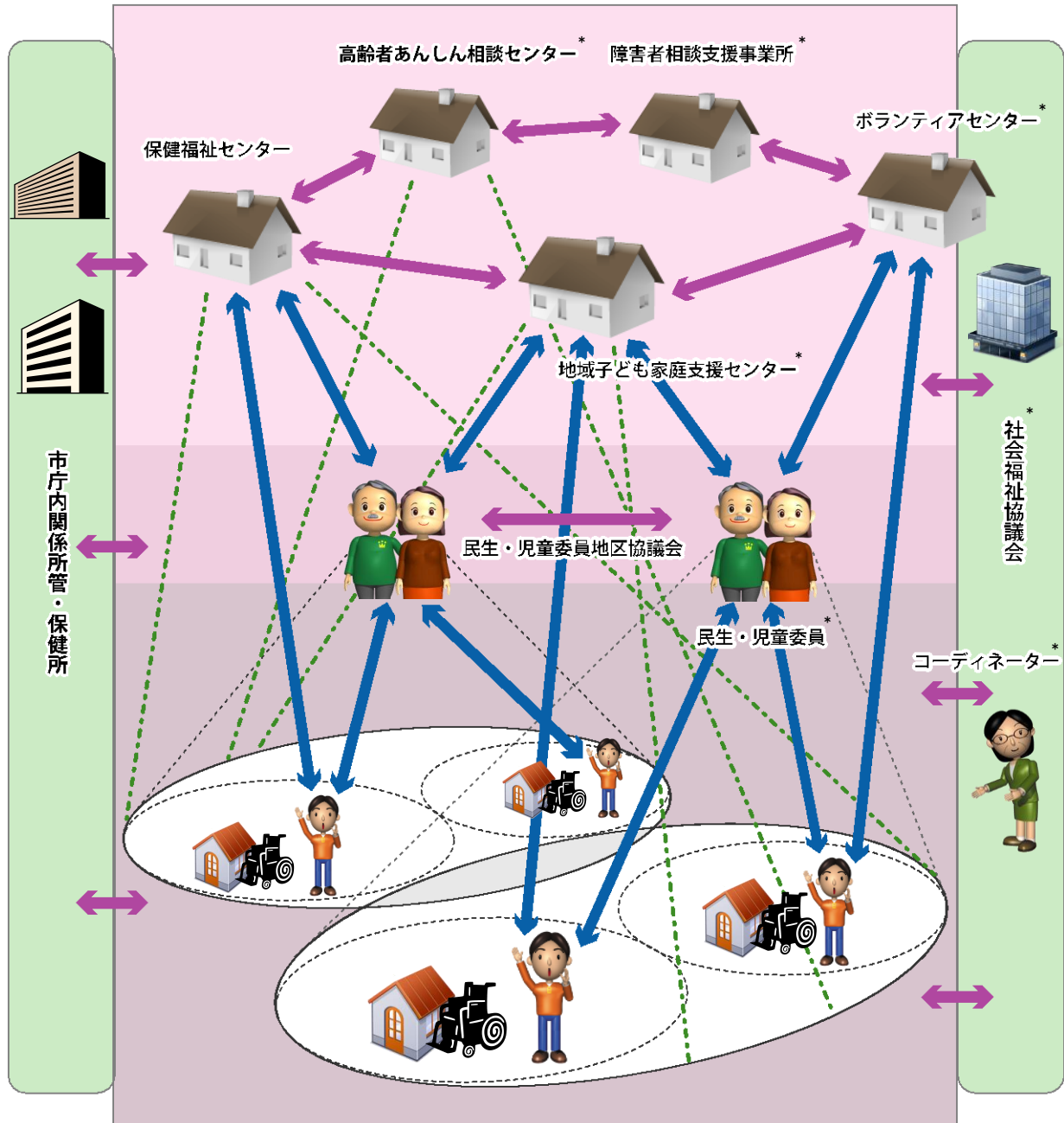
- 生活課題は、複雑かつ多様化しており、子ども、子育て家庭、高齢者、障害のある人などに関するさまざまな関係機関が連携しながら、情報共有できるしくみを構築します。

保健医療・福祉の連 携した事業の実施

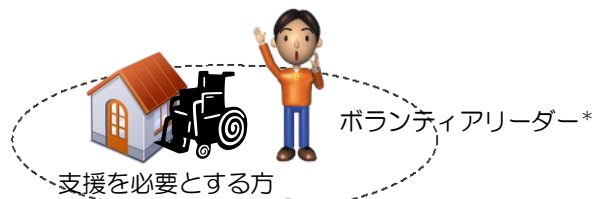
- 保健福祉施設や保健所などが、介護予防*や健康づくりに関する事業を連携して実施します。
- 平成 27 年度開設予定の新たな大横保健福祉センターは、これまでの福祉機能に加え、保健機能を兼ね備えた施設として、子どもから高齢者まで、だれでも立ち寄れる多世代間の交流が可能な施設とします。



第37図 相談支援体制のイメージ



【凡例】 点線の円 = 一つの町会・自治会のエリア



(3) 生活困窮者への支援

□ 今後の方向性

増加する生活保護*世帯やニート*や引きこもり状態にある若者等に対し、地域において自立した生活を送ることができるよう支援します。

貧困の相談、若年層へのサポート体制の構築

- 増加する生活保護*世帯に対し、その困窮の程度に応じて適正な保護を行うとともに、地域社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、支援します。
- 生活困窮者*に対し、ハローワーク*や社会福祉協議会*と協力し、さまざまな制度を活用できるよう、相談・支援体制を充実します。
- ニートや引きこもり状態にある若者に対し、関連団体と連携を密にし、円滑な社会生活を送ることができるよう支援します。

(4) サービスの質の向上

□ 今後の方向性

保健医療・福祉に携わる職員の資質の向上をめざすとともに、利用者の視点に立った評価を行い、福祉サービスの質の向上を図ります。

保健医療・福祉に携わる職員の資質の向上

- 福祉分野の研修を通じて、各所管に配置されている専門職員や一般職員の資質向上をめざすとともに、職員同士の連携、情報の共有化を図ります。



利用者の視点に立
った事業所評価及
び検査

- 高齢者、障害のある人、子どもに関わる施設について、利用者が目的に合わせて選択できるよう福祉サービス第三者評価*の受審と評価結果の反映を促し、事業者のサービス内容と事業評価の公開、情報提供を行います。また、平成25年度から社会福祉法人*の指導検査や設立認可の権限が移譲されることで、本市の実情、実態に即した住民サービスの提供を目指します。

3 地域で支えあう意識の醸成と参加のきっかけづくり

(1) 尊重し支えあう意識づくり

今後の方向性

多世代間交流等を通じて、子どもの頃から福祉に対する意識の向上を図るとともに、お互いを理解し尊重しあうところを育むため、交流機会の充実を図ります。

福祉教育の充実

- 小中学生を対象とした、高齢者や障害者施設におけるボランティア活動や車いす等の疑似体験学習などの福祉教育を推進します。

意識のバリアフリ
ー*化の推進

- 高齢者や障害のある人への差別をなくし、特別扱いすることなく、誰もが同じような生活が送れるよう、平成24年度に施行した「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例*」の周知を図るとともに、条例に基づく施策を推進します。
- お互いを理解し尊重しあうところを育むため、高齢者や障害のある人の施設利用者や施設職員と地域住民との交流のための取組みを支援します。



(2) 交流を通じたきっかけづくり

□ 今後の方向性

地域福祉活動に関する情報提供の充実を図るとともに、地域福祉活動へのきっかけとして、交流の「場」への参加を促進します。

地域福祉活動に関する情報提供の充実

- 地域のためにボランティア活動を行いたい、また、自身の経験や特技などを活かし活動したい方に対し、必要な情報を提供するとともに、各地域で活動する方々が情報を共有できるよう支援します。

交流の「場」の提供・支援

- 高齢者サロン、子育てサロンの開設を支援するとともに、障害のある人を含めた対象者を限定しない交流や世代間交流の場として拡充できるよう支援します。
- 町会・自治会や民生・児童委員*、高齢者あんしん相談センター*、ボランティアセンター*との連携を強化し、サロンの立ち上げや継続的な開催について、地域の目的やニーズに合わせた支援を行います。
- サロンやサークル活動等を推進するため、その活動の場として公共施設や空き店舗等の活用可能なスペースの情報を提供します。



4 地域で支えあう人材の育成・支援

(1) 地域資源との連携

□ 今後の方向性

地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会*や民生・児童委員*、町会・自治会、NPO*等、既存の地域資源との連携の強化を図るとともに、福祉人材の育成を行います。

地域福祉の担い手 となり得る団体と の連携

- 地域福祉を推進するための中心的団体である社会福祉協議会の活動を支援するとともに、連携を強化します。また、平成25年度中に策定予定の社会福祉協議会の地域福祉活動計画では、本計画と整合性を図りながら策定するとともに、地域福祉の推進を実行するため、組織や事業の見直しを連携して検討します。
- 高齢化の進展や生活保護*世帯の増加、地域における生活課題の多様化等に伴い、民生・児童委員に期待される役割は大きくなっています。民生・児童委員が、地域住民の理解を得て、行政及び社会福祉協議会との橋渡し役を担えるよう、役割を明確化し、活動の周知を行います。
- 町会・自治会、NPO、事業者や市内各大学など既存の地域資源の団体相互の連携を強化します。



(2) 福祉人材の育成

□ 今後の方向性

地域福祉を推進するボランティアリーダー*の育成を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人をつなげるコーディネーター*の育成を行います。

ボランティアリーダーの育成

- 地域に潜在する担い手を発掘するため、主に団塊*・シニア世代を対象に、自主的に活動するための講座などを開催します。
- 地域での生活課題に気づき、公的支援に結びつけるため、民生・児童委員*等への連絡を迅速に行うほか、地域で解決できることについては、自らが中心となり対応するボランティアリーダーを育成します。

コーディネーターの育成

- 社会福祉協議会*職員自らがコーディネーター=コミュニティソーシャルワーカーとして、地域の課題やニーズを考慮し、公的支援につなげるほか、地域資源とも連携し制度外のサービスへも結びつける役割を担います。また、地域の中からコーディネーターを発掘・育成します。
- 社会福祉協議会のボランティアセンター*にコーディネーターを配置し、住民参加型在宅福祉サービスへの対応を行っており、今後、さらに機能強化を図るため、コーディネーターの位置付け、役割、機能の拡充について検討します。
- 民生・児童委員やNPO*等の地域人材についても、「子ども支援スキルアップ研修」への参加を促し、子育て家庭への支援を強化します。
- 民生・児童委員やNPO等の団体を継続的に運営できる人材・後継者の育成を支援していきます。



(2) 地域福祉活動の支援

□ 今後の方向性

地域における生活課題等を地域で解決できるよう、町会・自治会やNPO*等の地域の団体の活動を支援します。

地域課題を地域で 解決する取組みへ の支援

- 社会福祉協議会*が実施する住民参加型福祉サービスと地域住民による地域独自の福祉サービス事業を支援します。
- 市内で活動するNPO等の団体が、地域課題の解決や、より良い市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業を支援するとともに、地域環境の向上や、地域の雇用創出へとつながるコミュニティビジネス*発展への萌芽を育みます。
- 共同募金などを財源とし、地域に寄与する社会福祉活動に対して、その取組み内容に応じた支援を行います。
- 地域福祉活動に取り組む住民、小地域福祉活動*団体が、各々の活動の範囲にとどまらず、互いの連携を密にし、情報共有を行い、より地域福祉活動を充実できるよう支援します。



(3) ボランティア活動の推進

□ 今後の方向性

さまざまなライフステージ*に応じたボランティアの活動の支援や人材育成を行います。

ボランティア活動 の支援

- ボランティアセンター*及びボランティアセンター南大沢分室が核となり、個人のボランティアやボランティア団体に対する助成・支援を行うとともに、活動の場を提供します。
- 現在、介護保険制度*の中で活用されている高齢者ボランティア・ポイント制度*において、活動施設を拡充し、ボランティアの機会の充実を図ります。
- 市内に多数ある各大学、専門学校等と連携し、あらゆる機会を通じて、学生ボランティアや外国人留学生の参加を促します。
- ボランティア団体同士の交流の機会を設けるなど、ボランティア団体間の連携を促し、ボランティア活動の効率化を図ります。

